

柏市立名戸ヶ谷小学校 P T A 会則

柏市立名戸ヶ谷小学校 P T A

柏市立名戸ケ谷小学校PTA会則

第一章 総 則

第 1 条 (名称)

本会は柏市立名戸ケ谷小学校PTAと称する。
この団体を次の所在地に置く。
千葉県柏市名戸ケ谷474番地の1

第 2 条 (目的)

本会は家庭と学校との緊密な協力により、児童の健全育成をはかるとともに
会員相互の教養と親睦を高めることを目的とする。

第 3 条 (構成)

1. 本会は本校に在籍する児童の保護者及び学校教職員をもって組織する。
2. 本会の会員は、日本PTA連絡協議会、千葉県PTA連絡協議会、
柏市PTA連絡協議会会員になる。

第 4 条 (方針)

本会は教育を本旨とする民主的教育関係団体としての良識にのっとり、次の
方針に従って活動する。

1. 児童の心身の健全な発達と、教育環境及び生活環境の改善に関する活動
2. 会員の研修援助及び福利厚生に関する活動
3. 学校教育の理解と協力に関する活動
4. 本会の目的推進のため他の関係団体機関と協力すること。
5. 本会は自主的組織として、特定の政党や宗教にかたよることなく、また
もっぱら営利を目的とする行為は行わない。
6. 学校の人事及び管理運営には干渉しない。

第二章 役 員

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	保護者
副 会 長	2名	保護者
会 計	2名	保護者
会計 監査	2名	保護者
書 記	2名	保護者
教職員代表	2名	教頭・教務

顧問若干名を置くことができる。

第三章 委員の選出並びに構成

第 6 条 本会はその目的を達成するため常任委員、運営委員を置く。

1. 常任委員は会計監査を除く役員をもって構成する。
2. 運営委員は常任委員と各地区代表及び学年委員長、専門部長をもって構成する。
3. 専門部は各学級委員をもって構成し、次の専門部に所属する。ただし、校外指導部は各地区より 1 名選出した部員をもって構成し、その中より代表 1 名を置く。

(1) 広報部 (2) 厚生部 (3) P T A 行事实行部 (4) 校外指導部

第 7 条 役員選出のため、選考委員会を設ける。

選考委員の構成及び、役員の選出方法については、細則による。

第 8 条 学級委員は学級毎に委員を選出し、そのなかより委員長を選出する。

第 9 条 学年委員は、学級委員をもって構成し、学級委員長の互選により委員長、副委員長を選出する。

第 10 条 役員・委員の任期は、1 ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

第四章 役員・委員の任務

第 11 条 会長は、会務をつかさどり、本会を代表する。

第 12 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理を務める。

第 13 条 会計は、本会の金銭の出納にあたる。

第 14 条 会計監査は、会計を監査する。

第 15 条 書記は、総会、常任委員会、運営委員会の議事を記録し、会員に伝達する。

第 16 条 常任委員会は、本会目的達成のため、企画立案にあたる。

第 17 条 運営委員は、会務を審議執行する。

第 18 条 学年委員は、学年活動の推進と学級相互の交流を図る。

第 19 条 教職員代表は、事務・会計全般にあたる。

第 20 条 顧問は、本会の運営に協力する。

第五章 総 会

第 21 条 定期総会は、毎年 4 月会長が招集し、必要に応じて、臨時に招集することができる。

第 22 条 総会は本会の最高議決機関である。

第 23 条 総会は次の事項を決議する。

イ. 会務の報告 ロ. 役員承認 ハ. 予算・決算承認 ニ. 会則の変更
ホ. その他

第 24 条 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の 5 分の 1 以上の要請があつたとき開催される。

第 25 条 総会は会員現在数の 5 分の 1 以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。ただし、委任状を出席とみなす。

第 26 条 決議は出席人数の過半数をもって決定する。

第六章 役員会、委員会及び部会

第 27 条 役員会は、会長が必要と認めた場合招集することができる。

第 28 条 常任委員会は会長が招集し、運営委員会、その他の会議に提出する議事の検討、議案の作成及び各委員会、部会の連絡調整にあたる。

第 29 条 運営委員会は、会長が招集し、各学期 1 回開催することを原則とし、総会に次ぐ決定機関とする。

第 30 条 学年委員会は、学年委員長が招集する。

第 31 条 部会は各部の部長が招集する。

第 32 条 選考委員会は、会長が招集する。

第 33 条 議事は構成員の 2 分の 1 で成立し、出席人数の過半数をもって決定する。

第 34 条 必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第 35 条 校長は必要に応じて各会議に出席して意見を述べることができる。

第七章 会 計

第 36 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

会費は、一世帯月額 300 円とする。

第 37 条 本会の会計年度は 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第八章 細則及び規定

第 38 条 本会の運営については、必要な細則及び諸規定は、この会則にのっとり、運営委員会の議を経て定める。

第 39 条 細則及び諸規定を制定改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第九章 規約の改正

第 40 条 本会の規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は総会の開催前に全会員に知らせておかなければならない。

第十章 附 則

本会則は昭和 52 年 7 月 21 日より施行する。

昭和 62 年 4 月 18 日改訂

平成 6 年 4 月 23 日改訂

平成 13 年 4 月 21 日改訂

平成 22 年 2 月 17 日改訂

平成 23 年 2 月 16 日改訂

平成 24 年 12 月 6 日改訂

令和 4 年 4 月 28 日改訂

令和 5 年 4 月 27 日改訂

細 則

柏市立名戸ケ谷小学校

第 1 項 学年委員会

1. 学級委員選出人数は、各学級 3 名とする。
2. 各学級より選出された委員は、各専門部及び学級代表として連絡調整にあたり、ベルマーク収集も兼ねる。
3. 児童の、のぞましい成長について話し合い、それを通して会員相互のふれ合い、結びつきをつくる。
4. 学年の集会の成果を P T A 全体のしくみに結びつけ、P T A 活動の土台とする。

第 2 項 専門部活動は、おおむね次のとおりとする。

1. 広報部 学校の様子や、P T A の活動内容を知らせて、学校と家庭の交流を密にするように努める。
 - ① 会員の正しい理解と協力を得られるように、主旨の徹底をはかる。
 - ② 会報を発行する。
2. 厚生部 会員の教養を高め、研修の機会をつくるように努める。
会員の福利厚生や、児童の保健体育的行事に協力する。
 - ① よりよい保護者、教師となるための講習会、講演会を開催する。
 - ② P T A バレーボール大会で選手をサポートし、応援する。
3. P T A 行事实行部 P T A 行事の企画・実行に努める。
 - ① P T A 行事を企画し実行する。
4. 校外指導部 児童の登下校の安全や校外生活の充実をはかる。
 - ① 交通安全の対策と通学路の保全につとめる。
 - ② 地域の環境浄化につとめ、非行防止をはかる。
 - ③ 地区代表をおく。あかね町 新あかね町 亀甲台 関場町 名戸ケ谷
刈込・東柏 柏の杜

第 3 項 選考委員会は、各役員に適任者を選考し、被候補者の同意を得て総会に報告し、承認を受ける。

1. 選考委員会は、非公開とする。
2. 選考委員会の構成は、互選により次のとおりとする。
 - ① 現常任委員より 3 名（常任委員は学年の代表になることはできない。）
 - ② 低中高学年の保護者より 3 名
 - ③ 教職員より 2 名
 - ④ 選考委員の互選により選考委員長、副委員長をおく。
 - ⑤ 選考委員が、役員候補となるときは、直ちに選考委員を辞任する。
 - ⑥ 選考委員は、その任を終了したときに解任される。

柏市立名戸ヶ谷小学校 P T A 功労者顕彰規程

第1条 この規定は、P T A規約第38条に基づき、運営委員会の議を経て定めるものである。

第2条 柏市立名戸ヶ谷小学校P T Aは、次の各項に該当するものを会長が顕彰する。

1. P T A会員で、この会の振興に貢献のあったもの。
2. 3年以上にわたり、この会の運営に貢献のあったもの。
3. 名戸ヶ谷小学校の教育推進に、著しく貢献のあったもの。
4. その他顕彰に値すると認められる業績のあったもの。

第3条 顕彰は、感謝状または表彰状により、会長及び校長の名において行う。なお、記念品を加授することができる。

第4条 顕彰は、毎年4月の定期総会の席上で行うことを原則とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、常任委員会にはかってその都度行うことができる。

第5条 顕彰者の決定は、特別委員会において候補者を選考し、運営委委員会で決定する。

第6条 特別委員会の委員は、常任委員より3名、教職員2名の者で構成し、常任委員会の議を経て決定する。

第7条 特別委員会の委員は、その任務が終了したとき解任される。

第8条 この規定は、昭和54年1月20日より効を有する。

昭和62年4月18日一部改正

柏市立名戸ケ谷小学校 P T A 慶弔規程

第1条 この規程は、P T A 規約38条に基づき、運営委員会の議を経て定めるものである。

第2条 この規程は、原則として会員及び本校児童を対象とする。

第3条 この会の凶事の場合、次によって弔意を表す。ただし、特に事情のある場合は常任委員会にはかって措置することができる。

- 1、名戸ケ谷小学校に在籍する教職員の場合は、5000円を香典として供える。
- 2、父母またはこれに代わる保護者の会員が死亡した場合は、香典として5000円をおくる。
- 3、本校児童が死亡した場合は、香典として5000円をおくる。

第4条 本校の児童及び教職員が長期にわたる病気欠席、1週間以上にわたる入院をした場合には、見舞金として2000円をおくる。(20日以上、3000円)

第5条 該当者からの返礼は、行わないものとする。

第6条 この規程における慶弔に関して、学年や学級単位での金品の贈与は行わない。

第7条 不慮の災害等、この規程によりがたい場合は、運営委員会の議決により執行する
また、緊急の場合は、常任委員会で処理し、運営委員会に報告するものとする。

第8条 この規程は、昭和56年 9月1日より実施する。

昭和62年 4月18日改訂

昭和22年 4月13日改訂

平成24年12月 6日改訂

令和 5年 4月27日改訂